

松浦市ふるさとづくり寄附金お礼品登録事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度による本市への寄附の促進と、市内の特産品の販売促進、観光PR及び定住促進などの地域振興につなげるために、松浦市ふるさとづくり寄附要領（平成29年告示第169号）により本市に寄附をした者（以下、「寄付者」という。）に贈呈する商品・サービス等及びお礼品を取り扱う事業者の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産品 市内で製造、加工、採取又は栽培等をしているもの又は事業者が行うサービスをいう。
- (2) 松浦市ふるさとづくり寄附金お礼品 本市に寄附して頂いた方へのお礼品として、お返しする地域産品（以下、「お礼品」という。）をいう。
- (3) 事業者 市内に本社又は主たる事業所（工場を含む。）を有する法人又は個人並びにゆかりのある法人、団体又は個人でお礼品を提供する者をいう。

(お礼品の要件)

第3条 お礼品については、本条各項に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 2 本市の魅力の体感やPRにつながる要素を備えた商品・サービス等が含まれたものであること。
- 3 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 市内において生産されたものであること。
 - (2) 返礼品等の原材料の5割以上が市内において生産されたものであること。
 - (3) 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち5割以上を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白 長崎県内で生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 製品の製造業者により、当該製品の価値の5割以上が松浦市内で生じている旨の証明がなされたもの

- (4) 市内で生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- (5) 松浦市の広報の目的で生産された松浦市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から松浦市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。

- (7) 市内で提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供にかかる役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が松浦市に相当程度関連性のあるものであること
- (7-2) 市内に所在する宿泊施設であって、長崎県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、長崎県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供にかかる役務の提供であること。
- (7-3) 市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
- イ 当該役務の調達に要する費用の額が1夜につき1人あたり5万円を超えないもの。
- ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第80号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
- (7-4) 市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- (8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
- イ 松浦市が近隣の他の市町と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- ロ 長崎県が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを県及び当該市町の共通の返礼品等とするもの
- ハ 長崎県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町を認定し、当該物品を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの
- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- 4 通年で安定した品質及び供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給できるものは要件を満たすものとする。
- 5 前4項のほか、食品表示法その他各種関係法令等及び許可申請等を満たしているもの。
- 6 前項に掲げるお礼品が、次のいずれにも該当しないものであること。
- (1) 全国で不特定多数のものが使用できる金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券等）
- (2) 資産性が高いもの（電気・電子機器、貴金属、自転車等）
- (3) 価格が高額のもの

(事業者の要件)

第4条 事業者については、以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 本社又は営業所が市内にあること。ただし、前条第3項第8号に該当するお礼品を提供する事業者については、この限りではない。
- (2) 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
- (3) お礼品又は類似商品等の発送実績を持つ若しくは確実かつ速やかに発送業務を行うことができると見込まれること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任していないこと。
- (5) 暴力団が実質的に運営しているものでないこと。
- (6) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者でないこと
- (7) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者でないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。

（お礼品等の登録）

第5条 お礼品及び事業者の登録を受けようとする者は、申請書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合は、市長は、その内容を審査のうえ県を通じて国へ提出し、国の承認を受けた後、お礼品等の登録を行うものとする。

（変更等の届出）

第6条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) お礼品取扱事業者について、代表者の変更があったとき
- (2) お礼品取扱事業者の所在地、名称等に変更があったとき
- (3) お礼品の名称、内容、配送時期等に変更があったとき
- (4) お礼品の配送を一時的に休止し、又は廃止しようとするとき

（登録の取消等）

第7条 市長は、登録を行ったお礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、当該お礼品の登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段によりお礼品の登録を受けたとき
- (2) 第3条各号に該当しなくなつたと認められるとき
- (3) その他市長がお礼品として適当でないと認めるとき

- 2 市長は、登録を行った事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の登録及び当該事業者が取り扱う全てのお礼品を取消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により事業者の登録を受けたとき
- (2) 第4条各号に該当しなくなつたと認められるとき
- (3) その他市長が事業者として適当でないと認めるとき

- 3 市長は、第1項及び前項の規定に基づきお礼品及び事業者の登録を取り消したときは、当該事業者に通知するものとする。

（実地調査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、お礼品にかかる業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、お礼品の配送等に関して知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。登録期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 お礼品の配送等において知り得た個人情報を目的以外に使用してはならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月2日から施行する。

第2条 一部改正

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

第7条 一部改正

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

第3条 一部改正

附 則

この要領は、令和5年7月20日から施行する。

第3条 一部改正

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

第3条及び第5条 一部改正

第6条から第8条 削除

附 則

この要領は、令和6年3月14日から施行する。

第4条 一部改正

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

第1条から第7条 一部改正